

第3章 文化芸術振興施策の体系

第3章

文化芸術振興施策の体系

西東京市が「市民一人一人が文化芸術を享受・創造・発信できる文化の香りあふれるまち」を目指して、その課題を解決するために5つの基本方針を定めました。

目指すべき姿

市民一人一人が文化芸術を享受・創造・発信できる
文化の香りあふれるまち

目指すべき姿を実現する上での「課題」

①多様なニーズに合わせた参加機会の提供

②情報の効果的伝達と文化情報発信の仕組みづくり

③活動場所の整備・充実と、施設を利用しやすい仕組みの構築

④文化財の保存・継承と活用

⑤文化芸術活動を担う人材育成

⑥子供の文化芸術活動の場・機会の提供及び活動の促進

⑦文化芸術活動を活発にするための活動団体、大学、事業者との連携

⑧国際交流の促進

課題を解決するための
「基本方針」

1
参加の
きっかけづくり

2
市民が活動しやすい
環境づくり

3
伝統文化等の継承

4
文化芸術を担う
人づくり

5
交流による活動の
拡大・活性化

基本方針を達成するために必要な「施策」

- 1 多様なメディアによる情報提供
- 2 幅広い年齢層が参加できる体験・鑑賞機会の充実
- 3 子供達の参加の機会の充実
- 4 個人及び団体活動のきっかけづくり
- 5 様々な人が参加しやすい環境づくり

- 1 活動者のニーズ把握
- 2 文化芸術の情報拠点の明確化
- 3 文化芸術を発信する機会・環境の提供

- 1 文化財の保存・継承と活用
- 2 地域の伝統文化についての検討

- 1 文化芸術を支える人材の育成と仕組みづくり
- 2 文化芸術を支える人材の活用
- 3 青少年や高齢者の文化芸術活動の支援

- 1 活動団体の交流機会の創出
- 2 国際文化交流の促進
- 3 近隣市や姉妹都市・友好都市との交流促進
- 4 市内関係機関等との連携
- 5 文化芸術分野の専門家との連携

1. 基本方針の考え方

本計画では、前述の「西東京市の文化芸術の振興に係る8つの課題」を踏まえ、西東京市における文化芸術振興の施策を展開するに当たって、以下の5つの基本方針を定めます。

基本方針1 参加のきっかけづくり

心の豊かさやゆとりある生活を重要視する傾向が強まっている中で、文化芸術の重要性は認めつつも、実際の文化芸術活動への参加状況は十分とは言えない状況を踏まえると、文化芸術に関する潜在的な関心や活動意欲を喚起していくことが求められています。

特に、未来を担う子供達に対し、幼少期から文化芸術に触れる機会を積極的に設け、感性と創造力を持つ子供達を育てていくことは重要です。

多くの市民が文化芸術に関心を持ち、実際の活動につなげていくためには、多様な市民ニーズに合った内容の鑑賞の場や体験機会を創出したり、関心や参加に結びつくような情報提供等、参加のきっかけとなる取組を展開することが必要です。

基本方針2 市民が活動しやすい環境づくり

実際に活動している市民からは、利用施設の整備・充実や施設を利用しやすい予約方法の構築を望む声が多く聞かれることから、西東京市における文化芸術活動をより活発化させていくためには、円滑な活動を支える様々な環境づくりが必要です。

基本方針3 伝統文化等の継承

地域の文化財は、西東京市の文化芸術を振興していく上で、欠くことのできない貴重なものであり、その価値を多くの市民が共有し、これを保存・保全し、継承していくことが、文化芸術への深い理解と地域への愛着や誇りを持つ市民をつくり上げるものと考えます。

基本方針4 文化芸術を担う人づくり

文化芸術活動は、市民一人一人が日常生活の中で主体的に取り組んでいくものであり、その質を高め、活動を広げていくためには、その活動を支え、リードしていく人材が欠かせません。

また、市民が主体的に活動していくためには、イベント等を企画・運営していくコーディネーター等の人材育成も求められます。

基本方針5 交流による活動の拡大・活性化

市内では、様々な活動団体や個人が文化芸術活動を行っていますが、活動団体間や個人間での連携や交流は十分とは言えず、今後の西東京市の文化芸術の振興には、これらの連携や交流を拡大させることはもちろん、市内に立地する事業者や教育施設等との様々な連携・協働・交流が不可欠です。

また、近隣市町村や姉妹都市・友好都市等との広域的な文化芸術交流や市内在住の外国人との文化芸術情報の交換・交流等により、文化芸術活動の幅の拡大や活性化等が期待できるとともに、他地域の文化芸術の理解を深めることも可能になります。

2. 「施策」の進め方

基本方針を達成するための「施策」は、以下の4つの進め方のタイプに区分し、取り組みます。

進め方のタイプ1：現在実施しており、**今後も継続する事業**

計画目標		
前期(平成 24-25 年度)	中期(平成 26-28 年度)	後期(平成 29-30 年度)
実施	実施	実施

進め方のタイプ2：本計画中に、**実施（達成）予定の事業**

計画目標		
前期(平成 24-25 年度)	中期(平成 26-28 年度)	後期(平成 29-30 年度)
検討	実施	実施

※後期に（実施）となっているものについては、中期中に達成する予定ですが、中期に実施できなかった場合に、後期も継続して実施することをあらわしています。

進め方のタイプ3：本計画中に、**調査・検討を経て実施（達成）予定の事業**

計画目標		
前期(平成 24-25 年度)	中期(平成 26-28 年度)	後期(平成 29-30 年度)
調査	検討	実施

進め方のタイプ4：本計画中は、**調査・検討する事業**

計画目標		
前期(平成 24-25 年度)	中期(平成 26-28 年度)	後期(平成 29-30 年度)
調査	調査	検討

西東京市の文化財

市内には有形、無形の文化財や遺跡などの埋蔵文化財が多くあり、そのうちの49件を市指定文化財、2件を国指定文化財、1件を都指定文化財としています。いずれも、地域の歴史や文化を伝える貴重なふるさとの財産です。

●田無神社

江戸の名工嶋村俊表の精緻な彫刻で覆われた本殿は、安政5（1858）年に村人の強い意志で再興されました。拝殿は明治8年に地元の大工の手により建築され、ともに高い技術を示すものとして、都の指定文化財になっています。



●保谷囃子、田無ばやし

文化財には神社や石仏などの形あるもの（有形文化財）以外に、踊りや技術などの形の無いもの（無形文化財）もあります。西東京市では、古くから伝わる地域固有のお囃子を指定文化財として保存に努めています。



●玉川上水・小金井(サクラ)

歴史や文化を伝える場所や景観も文化財の一つです。1653年に完成したと言われる玉川上水は、江戸への給水や、後の武蔵野の開発に大きな役割を果たし、国指定の史跡とされています。また、国の名勝小金井（サクラ）に代表される景観は、江戸時代から現在に至るまで、人々に憩いを与えてきました。



●下野谷遺跡

市内には14か所の遺跡が見つっています。その中でも石神井川に面した高台にある下野谷遺跡は、全国でも有数の規模を誇る遺跡で、今から4,000～5,000年前の縄文時代中期には、地域の中心となるようなムラがありました。現在、一部が遺跡公園として保存され、ふるさとの先人たちの息吹を感じる場として、親しまれています。

